



第2号様式（第3条関係）

第 205 号

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

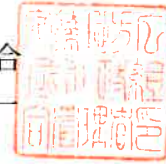
平成 31 年 4 月 1 日

住 所 福島県福島市野田町六丁目8番36号

商号又は名称 株式会社二瓶商店

代表者氏名 代表取締役 二瓶浩幸

安達地方広域行政組合  
管理者 三保 恵一



平成29年3月14日付けで申請のあった、一般廃棄物処理業（処分業）については、次の条件を付して許可する。

1 許可する業種の種類	ごみ処理施設（破碎施設）
2 区 域	福島県本宮市和田字関宿10番地1 株式会社二瓶商店白沢工場に限る
3 許 可 期 間	平成 31 年 4 月 1 日 から 平成 33 年 3 月 31 日 まで

- (1) 業務遂行にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）及び安達地方広域行政組合廃棄物の処理および清掃に関する条例（昭和56年条例第3号）、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 住民へのサービス精神に徹し、従業員の言葉使い、接客態度等を常に注意すること。
- (3) 不適切な行動、若しくはそのような情報が組合に入った場合、組合の立入検査を拒むことはできないものとする。
- (4) 許可条件に違反した場合は、許可の取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を行うこととする。
- (5) 許可事業所を他法人及び他個人等に貸与してはいけないものとする。
- (6) 許可事業所内で、許可する業種の種類以外のものを処理してはいけないものとする。
- (7) 許可事業所内を改造等をする場合は、事前に組合に文書で届出をし、了解を得ることとし、整備後も組合に文書で届出をし、了解を得ることとする。